

○後志広域連合介護保険財政安定化交付金基金条例

平成24年 3 月 14 日
条例第 1 号

(設置)

第 1 条 北海道が交付する介護保険財政安定化基金交付金により、第 1 号被保険者の第 5 期介護保険料率の増加の抑制を行い、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく制度の円滑な運営を図るため、後志広域連合介護保険財政安定化交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に替えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 後志広域連合長は、第 1 条の設置の目的を達成するため、平成 24 年度から平成 26 年度までの各年度において介護保険財政安定化基金交付金の概ね 3 分の 1 に相当する額を介護給付費の財源に充てるときに限り、基金を処分することができる。

(繰替運用)

第 6 条 後志広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか基金の管理に関し必要な事項は、後志広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。